

県の「不正経理」を根絶するための提言

2009年9月25日

千葉県自治体問題研究所

1, はじめに

(1) いわゆる「県の不正経理」問題は県民の大きな怒りを呼び、県に寄せられた電話・メールは膨大な数に及ぶ。千葉県自治体問題研究所(田口正己理事長・立正大学名誉教授)は、1972年創立以来、県内自治体の様々な問題を調査・分析し、また提言してきた。今回の「不正経理」問題について、県民の立場から提言を行うものである。

(2) 不正経理調査の経過

聞き及ぶところによると、調査の開始は堂本・前県政時代の昨年12月である。今年2月、農林水産部職員が公金搾取で逮捕され、4月新たに誕生した森田県政は徹底調査を開始し、その結果を今年9月公表した。

(3) 「不正経理」の性格

今回の調査対象は、2003～7年度の需用費のうちの消耗品についてである。その結果、64億円のうちの30億円が不適正な処理をされていたとするものである。需用費のうちの消耗品のみ調査であり、またその調査対象期間もわずか5年間のみで、きわめて不十分である。その内容は、簿外処理を行い、予算を流用したとするものである。簿外処理は監査など公式のチェックを免れ、そのため前述の横領事件などに発展する温床ともなっている。

2, 県がとるべき態度

(1) 遅きに失した県の対応

「不正経理」は、千葉県では12年前に職員から内部告発があったが、県幹部の隠蔽体質により、明らかにする機会を失った。岐阜県など他県では5, 6年前から問題になっていた。その教訓をいち早く学ぶ必要があったにもかかわらず、千葉県の対応は遅きに失した。改めてすべてを明白にする決意と体制で臨む必要がある。

(2) 県民への説明責任、謝罪

「不正経理」に県民の怒りが集中している。県が今ただちにやるべき事は、県民への説明責任を果たすことである。県民に直接話す機会を設ける、広報を使ってきちんと説明する、等である。併せて、県民に謝罪することである。

(3) 幹部責任の自覚と対応

「不正経理」は、知事、県警本部長、教育長、など県幹部、そして所属長の責任が重い。幹部などの命令、あるいは承認のもと、長年に亘る悪しき慣行、「組織犯罪」として行われてきたと思われる。いやしくも職員に責任を押しつけ頼被りすることは許されない。外部監査委員等による県幹部職員に対する聞き取りは全容解明のために不可欠である。そして、解明されたすべてを速やかに県民に公表しなければならない。

3、根絶のための提言

(1) 外部監査制度

身内の監査をやめ、全面的に外部監査に切り替える。公認会計士、弁護士など専門集団を中心に、県からまったく独立した組織の監査体制をとる。また、他県の監査担当職員と相互監査システムを導入する。

(2) 予算編成システムの改善

県職員は不適正な経理処理の原因として「必要な予算が措置されていない」をあげている。それは予算編成に現場の声が反映されていない現在のシステムに問題があり、改善が求められている。同時に、県職員はがんじがらめの予算執行を煩雑と感じており、区分を拡げる、予算流用の弾力化を求めている。要は、実際に仕事をしている人たちの声をどれだけ尊重するかということになる。予算要望も含め、自由にものが言い合える民主的な職場づくりが求められている。

(3) 膿を出し切る

今回公表されたのは、需用費のうちの消耗品のみで、調査対象金額は64億円である。たとえば2009年度の県予算は1兆4,266億円である。補助金(1,513億円)、委託費(251億円)等の調査も必要ではないか。また、その調査期間もわずか2003～2007年度の5年間にすぎない。「40年前からやっていた」という業者の証言もある。もっと対象期間、対象科目を広げるべきである。

同時に予算の使い方、たとえば八ツ場ダムのような、県民にとって不要な支出に県民の厳しいチェックが必要である。

(4) 内部の自浄システム

県職員は県民に奉仕するという職務の自覚が求められている。その立場で「不正経理」などにたいし、勇気ある発言、内部からの告発が求められている。しかし、それが上司など県庁内部に行われても、もみ消しにされ、あるいはそのことによって不利益な扱いを受けないとも限らない。外部の、しかも権限を持ったところに行われなければならない。その点でも、県から独立した外部監査機構が必要である。